



日本弁理士会 副会長
小林 保

地域知財活性化に対する 弁理士の役割

今月のことば

monthly word

1. 知的財産戦略の始まり

2001年に小泉政権が樹立され、その後、2001年11月に産学官連携サミットが開催され、翌2002年2月に小泉総理大臣によって『『知的財産戦略』を国家戦略とする』旨の施政方針演説が行われた。さらに、小泉総理大臣の発意により知的財産戦略本部（本部長 小泉総理大臣）が立ち上げられ、2002年6月第1回産学官連携推進会議が開催され、2002年11月に知的財産基本法が成立し、わが国は、正に知的財産戦略立国となった。資源を持たない我が国にとって知的財産こそ大きな国家財産であることは間違いない。

このような国家事業としての「知的財産戦略」は、従来の知的財産制度においては想像だにできない大きな波として各政財界に押し寄せてきた。この「知的財産戦略」の荒波は、当然のことながら知的財産制度において活躍する弁理士の集団である日本弁理士会にも、各方面に対する支援、協力という形で押し寄せてきた。これに先駆け、日本弁理士会は、各方面への支援を目的として知的財産支援センターを立ち上げ、国内における知的財産に対する支援活動を開始している。

当初手探りであった知的財産支援センターは、

各地方自治体が始めた出願の援助と違った特許出願の援助を始めた。各地方自治体の出願の援助は、当初、特許出願の際の印紙代の援助に過ぎなかった。このとき、日本弁理士会は、特許出願の特殊性を考慮し、資力の乏しい者に対して、特許出願の際に必要な弁理士の費用も援助していた。この弁理士費用まで援助する出願援助の仕方は、後に各地方自治体に波及していった。また、日本弁理士会は、会員の総力を挙げて特許無料相談の開催を行っている。これは「常設特許相談」という形で現在も生き続け、知的財産の普及に一役買っている。

2. 知的財産に対する支援の始まり

このような知的財産に対する支援は、「特許相談」といった地道なところから始まり、大きく道を開いていくことになる。逸早く知的財産支援に乗り出した日本弁理士会は、常設特許相談窓口の設置、出願等援助、各地で行われるセミナー、イベントへの講師の派遣、大学等への講師の派遣といった各種事業を知的財産支援センターを通じて行っていく。弁理士の日に「全国一斉無料相談会」を開催し、知的財産支援センターは、知的財産に対する支援業務であって、弁理士業務を受任する

業務ではない。だから知的財産支援センターの支援事業においては、知的財産支援センターの支援員は、特許業務等の受任はしない。

このような知的財産支援センターにおける支援事業は、当初、一般会員、支援を受ける者たちに、なかなか受け入れ難いものであった。このような支援センターは、近年、弁護士会にも波及し、司法支援センターの創設を見るに至っている。日本弁理士会に知的財産支援センターを早期に立ち上げさせたのは、知的財産という特殊性にもあるが、日本弁理士会を運営する役員の知的財産の普及・啓発の熱意によるものである。

地道な知的財産支援センターの支援活動は、衆目の関心を大いに集め、各地でセミナーが開催されるに至る。やがて、従来行われていた講義形式の特許セミナーから『弁理士が提供する実務力向上のための特許セミナー』と実務に関するセミナーへ、そして、『特許エンターテイメントセミナー』といった寸劇仕立ての特許セミナーへ、さらに、視聴者参加型の『商標セミナー』と発展していく。

3. 地域知財支援としての始動

世の中の趨勢は、やがて知的財産への急速な関心と、必要性への高まりを見せ、知的財産支援の重要性が益々大きくなっていき、地域知財の重要性が問われるに至る。地域ブランドの保護は、正にこのタイミングに現れたものである。この地域ブランドの保護に合わせて、日本弁理士会は、『商標キャラバン隊』と称する組織を立ち上げ、直ちに活動を開始している。そして『商標キャラバン隊』は、全国各地で地域ブランドの保護の説明会を開催し、地域ブランドの保護の啓発に一役

買っている。

地域ブランドの保護に呼応するように、地域知財の活性化が叫ばれ始め、日本弁理士会は、知的財産推進計画 2006 において示されている中小企業支援に応えるべく、地域知財の支援に乗り出している。この日本弁理士会の地域知財の支援に対して、日本弁理士会においては、全国支部化を推進し、地域密着型の支援活動の展開を目指し、それによって中小企業支援をきめ細かく対応することに取り組むことになる。

地域知財の活性化に対応するために、全国支部化が推し進められ、日本弁理士会は、北海道支部、東北支部、関東支部、北陸支部、東海支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部を立ち上げた。全国支部化は、地域に根ざした支援活動の展開を目指し、今まで知的財産支援センターが行っていた支援事業を各地域に対応する支部に移行しつつある。

一方、中小企業庁、独立行政法人中小企業整備基盤機構、独立行政法人工業所有権情報・研修館といった官公庁においても、地域支援活動を推し進めることになる。これに協力する形で日本弁理士会は、活動しようとしている。また、日本弁理士会は、知的財産推進計画 2006 において示されている大学支援に関しては、大学への講師派遣、大学知財に対する支援等を行っている。さらに、農林水産省においては、農産種苗法に基づく植物新品種の保護の支援を行っている。

この地域知財の保護は、中小企業支援へと目が向けられることになる。このような情勢の変化に合わせて、日本弁理士会は、『商標キャラバン隊』の活動が一定の成果を見せたとはいえ、任務を完

遂したわけではなく、『商標キャラバン隊』を残しつつ、中小企業支援を目指し『中小企業キャラバン隊』とでもいうような中小企業向けの支援事業を模索し始めることになる。

4. 地域知財活性化に対する弁理士の役割

中小企業の活力は、日本国全体の活力につながるものであり、それが地域知財の活性化につながっていく。地域知財の活性化を切り開いていく原動力になるのは、弁理士であり、弁理士以外に有り得ない。また、地域知財の活性化を促すこと、すなわち、中小企業の活性化を図るには、弁理士個々が、各中小企業に入り込んでいって支援することが望まれる。

日本産業の構造は、中小企業の下支えの上に成り立っており、大企業の組織における個々の事業部は、経営形態が異なるだけで、中小企業と酷似した形態となっている。すなわち、事業部を分社化すれば優秀な技術を持った中小企業と等価なものとなっている。このように、現在の中小企業は、すべてではないにしても、優秀な技術集団を形成しているものが多い。

中小企業の経営者から漏れ聞こえてくる声は、弁理士はいつの段階から相談に乗ってもらえるのか見えない、どのように発明を捉えていくのかの指導がない、どのように特許を取っていったらいいのかの指導がない、特許を取得するまでの料金体系が明確でない、といったものである。1つには、特許に対する崇高なイメージが弁理士に気軽に相談できないこと、1つには、中小企業で優秀

な技術を保持する会社が特許に目を向けないで過ごしていたといったことが、中小企業の経営者から特許を遠ざける原因となっている。

地域知財の活性化は、日本の産業全体を考えると、必要不可欠のものとなっている。各地域におけるそれぞれの産業が活性化することは、地域知財の活性化に直結していき、日本の将来の原動力になっていくものである。そこで、日本弁理士会は、地域知財の活性化を目指して、各地方自治体との間で支援協定を締結し各地方自治体と共同して地域支援を行っている。日本弁理士会は、現在、北海道、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、石川県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県、大分県と支援協定を締結している。日本弁理士会は、今後も、この種の支援協定を増加していくこととなる。

これからは、個々の弁理士が地域における産業の活性化を図るために、中小企業の技術開発に対して総合的に取り組むことが肝要である。日本弁理士会は、中小企業の技術開発に際して、技術開発の初期の段階から特許の取得（特許発明）を視野に入れた技術開発、開発された技術の製品化、製品化した後の流通経路、それに基づく収支を考えた製品開発といった観点から対応できる弁理士の育成に努める努力をすることが要請される。

このような社会の要請に応えられる弁理士が、地域知財の活性化を推進していくものと期待される。このようなことは、弁理士の周辺業務の拡大につながっていく。